

令和 2 年 6 月

第 3 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和2年6月第3回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第58号	専決処分の承認を求めるについて（令和元年度 人吉市一般会計補正予算（第8号））
議第59号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市介護保険条例の一部を改正する条例）
議第60号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
議第61号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議第62号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議第63号	専決処分の承認を求めるについて（令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第1号））
議第64号	専決処分の承認を求めるについて（令和2年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））
議第65号	専決処分の承認を求めるについて（令和2年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））
議第66号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
議第67号	専決処分の承認を求めるについて（令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第2号））
議第68号	専決処分の承認を求めるについて（令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第3号））
議第69号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
議第70号	令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第4号）
議第71号	令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第5号）
議第72号	人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する条例の制定について
議第73号	人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議第74号	人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を

	改正する条例の制定について
議第 75 号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議第 76 号	人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 77 号	人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 78 号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 79 号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 80 号	人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
議第 81 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 82 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 83 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 84 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 85 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 86 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 87 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 88 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 89 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 90 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
諮第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報第 1 号	令和元年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報第 2 号	令和元年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 3 号	球磨川くだり株式会社の経営状況について（第58期決算報告書及び第59期事業計画書）

議第 58 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 1 号 令和元年度 人吉市一般会計補正予算（第 8 号）
(令和 2 年 3 月 27 日専決)

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月27日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和元年度 人吉市一般会計補正予算（第8号）

議第 59 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 2 号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例

（令和 2 年 3 月 30 日専決）

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 30 日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例

人吉市条例第19号

人吉市介護保険条例の一部を改正する条例

人吉市介護保険条例（平成12年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「29,200円」を「23,400円」に改め、同条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「29,200円」を「23,400円」に、「48,700円」を「38,900円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「29,200円」を「23,400円」に、「56,500円」を「54,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の人吉市介護保険条例第6条の規定は、令和2年度以後の年度分の介護保険料から適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

議第 60 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 3 号 人吉市税条例等の一部を改正する条例

（令和 2 年 3 月 31 日専決）

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市税条例等の一部を改正する条例

人吉市税条例等の一部を改正する条例

(人吉市税条例の一部改正)

第1条 人吉市税条例（昭和29年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、

その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書きに規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」

に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付け割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号

ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項」とし、同条第15項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第16条第2項から第4項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 人吉市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号才中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を

「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削る。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

第3条 人吉市税条例の一部を改正する条例（平成31年人吉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、人吉市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中人吉市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中人吉市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中人吉市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中人吉市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の人吉市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人市民税について適用し、令和元年度分までの個人市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である人

吉市税条例第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の人吉市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号イに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成27年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第14項の表第6項の項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

（人吉市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 人吉市税条例の一部を改正する条例（平成29年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（人吉市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 人吉市税条例の一部を改正する条例（平成30年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2

年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和元年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

議第 61 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 4 号 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例
(令和 2 年 3 月 31 日専決)

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画税条例（昭和31年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項の見出し及び同項中「附則第15条第44項」を「附則15条第38項」に改める。

附則第3項の見出し及び同項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第13項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第3項及び第5項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第3項及び第6項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第6項から第8項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第8項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第3項」を「附則第6項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第3項」を「附則第6項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を

「又は」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第3項」を「附則第6項」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項を第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は三分の2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の人吉市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第13項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは「若しくは第47項」とする。

議第 62 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 5 号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(令和 2 年 3 月 31 日専決)

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和31年人吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第24条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第63号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第6号 令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第1号）
(令和2年4月3日専決)

令和2年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 3 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 2 年度 人吉市一般会計補正予算（第 1 号）

議第64号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第7号 令和2年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（令和2年4月14日専決）

令和2年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月14日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和2年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第65号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第8号 令和2年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（
第1号）

（令和2年4月15日専決）

令和2年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月15日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和2年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第66号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第9号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(令和2年4月15日専決)

令和2年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月15日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険条例（昭和35年1月1日人吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の次に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する額を超えるときは、その金額とする。
- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。
- 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないとときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 8 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日までの間に属する場合に適用するものとする。

議第67号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第10号 令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第2号）
(令和2年4月22日専決)

令和2年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 10 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 22 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 2 年度 人吉市一般会計補正予算（第 2 号）

議第 68 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 11 号 令和 2 年度 人吉市一般会計補正予算（第 3 号）
(令和 2 年 5 月 1 日専決)

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 11 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 2 年度 人吉市一般会計補正予算（第 3 号）

議第 69 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 12 号 人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

（令和 2 年 5 月 13 日専決）

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月13日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

人吉市条例第24号

人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

人吉市後期高齢者医療に関する条例(平成20年人吉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について市が処理する事務)

第3条 広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3条の規定は、令和2年1月1日から広域連合条例が定める日までの間に傷病手当金の支給を始めるものについて適用するものとする。

- 議第 7 2 号 人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 議第 7 3 号 人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 4 号 人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 5 号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 6 号 人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 7 号 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 8 号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 9 号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 0 号 人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

人吉市における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年人吉市条例第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により条例等に基づく申請、届出その他の手続等を行うことができるようにするための必要となる事項を定めることにより、市民の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 市の機関 地方自治法第2編第7章に基づき設置される市の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 条例等に基づく申請、届出その他の市の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行

為をいう。) の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うもののその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該市の機関が定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって当該市の機関が定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって当該市の機関が定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある

場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として当該市の機関が定める場合には、当該市の機関が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前各項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該市の機関が定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて当該市の機関が定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として当該市の機関が定める場合には、当該市の機関が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規

定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、当該市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該市の機関が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって当該市の機関が定めるものを持って代えることができる。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして当該市の機関が定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の当該市の機関が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ当該市の機関が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第9条 市は、国が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律151号)第12条第1項に基づき講ずる施策に準じて、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(条例等に基づく手続における情報通信技術の利用)

第10条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例等に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようとするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第11条 市の機関は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、市の機関に係る申請、届出その他の手続等における情報通信の技術の活用に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)の一部改正に伴い、条例の全部を改正するものである。

議第73号

人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

人吉市固定資産評価審査委員会条例（昭和34年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第10条第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に、「同項」を「同法第6条第1項」に改め、同条第2項第3号中「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第74号

人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する
条例

人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例（平成28年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第75号

人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

人吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年人吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の人吉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた人吉市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等は

除く。) 及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、補償基礎額の改定及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

人吉市税条例の一部を改正する条例

(人吉市税条例の一部改正)

第1条 人吉市税条例（昭和29年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 人吉市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の

特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の人吉市税条例の規定は、令和2年4月30日から適用する。

(提案理由)

地方税法の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布及び施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

(人吉市都市計画税条例の一部改正)

第1条 人吉市都市計画税条例（昭和31年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 人吉市都市計画条例の一部を次のように改める。

附則第13項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の人吉市都市計画税条例の規定は、令和2年4月30日から適用する。

(提案理由)

地方税法の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布及び施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第78号

人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年人吉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の2第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 79 号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年人吉市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 17 の項中「人吉市特定不妊治療費助成事業実施要項（平成 28 年人吉市告示第 31 号）による特定不妊治療に要する費用」を「人吉市不妊治療費助成事業実施要項（令和 2 年人吉市告示第 65 号）による不妊治療に要する費用」に改める。

別表第 2 の 17 の項を次のように改める。

17 市長	人吉市不妊治療費助成事業実施要項による不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

人吉市における不妊治療に要する費用の助成に関する事務において、新たに一般不妊治療に要する費用の助成を追加することに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項に基づき、利用する特定個人情報の追加を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第80号

人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の一部を改正する 条例

人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例（平成26年人吉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（貸付資金の償還猶予）

第9条 市長は、災害その他やむを得ない事由により、定められた償還期限までに貸付資金を償還することが著しく困難であると認めるとときは、規則で定めるところにより、貸付資金の償還を猶予することができる。

別表中「20年以内」の次に「（ただし、第9条の規定により償還を猶予したときは、当該猶予期間を上限として延長することができる。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

貸付資金の償還に当たり、災害等のやむを得ない事由により償還期日までに貸付資金の償還が著しく困難となる場合に備えるため、新たに償還猶予の規定を設けることに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 81 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

山 本 一 精

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第82号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

中嶽修平

令和2年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意が必要である。

議第83号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

永 石 栄 二

令和2年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 84 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

永田 正輝

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 85 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

上野 博司

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 86 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

福屋智香子

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 87 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

林 主一

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 88 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

堤 千鶴子

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 89 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

恒 松 信 孝

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 90 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

宮 崎 右 男

令和 2 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

諮詢第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

中山　すみ子

令和2年6月1日提出

人吉市長　松岡　隼人

(提案理由)

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法第6条第3

項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

報第1号

令和元年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和元年度人吉市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和元年度人吉市一般会計繰越積算表

款	項	事業名	繰費の総額	和元年度			支出額 及び支出 見込額	現額	残額	翌年度過 次繰越額	左の財源			
				予算上額	前年度過 次繰越額	計					特	国県支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費 市庁舎建設事業		5,271,172,000	100,000,000	2,066,975,000	2,166,975,000	1,791,850,000	375,125,000	375,125,000	2,325,000			372,800,000	

報第2号

令和元年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和元年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和元年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内訳							
						既収入 特定財源	未収入 特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	放課後児童対策事業	円 47,972,000	円 2,233,000	円	円 2,233,000					円	
			保育所事務	29,149,000	553,000		553,000						
			病児・病後児保育事業	10,897,000	360,000		360,000						
			地域子育て支援拠点事業	500,000	500,000		500,000						
6 農林水産業費	1 農業費	4 畜産業費	ASF侵入防止緊急支援事業補助金	3,000,000	3,000,000							3,000,000	
7 商工費	1 商工費	5 まち・ひと・しごと総合交流館管理費	まち・ひと・しごと総合交流館施設改修整備事業	130,000,000	130,000,000		65,000,000		65,000,000				
8 土木費	2 道路橋梁費	3 道路新設改良費	地方道路等整備事業 青井西間線用地取得費	28,000,000	11,132,000				10,000,000			1,132,000	
			社会資本整備総合交付金事業 瓦屋川村線	8,194,000	7,386,000		4,138,000		2,900,000			348,000	
			社会資本整備総合交付金事業 戸越永葉線	8,213,000	8,213,000		4,052,000		2,800,000			1,361,000	
			社会資本整備総合交付金事業 大塚桑木津留線	49,001,000	30,801,000		15,472,000		13,300,000			2,029,000	
			人吉・球磨スマートIC整備事業	1,038,000	1,038,000						1,038,000		
	5 橋梁新設改良費		社会資本整備総合交付金事業 願成寺跨道橋	39,298,000	25,298,000		13,086,000		9,200,000			3,012,000	
			公共施設等適正管理推進事業 下新町公園外防護柵改築事業	29,621,000	25,671,000				23,100,000			2,571,000	
	4 街路事業費		社会資本整備総合交付金事業 願成寺公園トイレ等改築事業	9,726,000	9,726,000		4,467,000		4,000,000			1,259,000	
			社会資本整備総合交付金事業 下林願成寺線	129,071,000	98,213,000		54,540,000		40,500,000			3,173,000	
			地方道路等整備事業 下林願成寺線用地取得費	4,920,000	4,920,000				4,400,000			520,000	

令和元年度 人吉市一般会計 緑越明許費緑越計算書

款	項	目	事 業 名	金 額	翌 年 度 額	左 の 財 源 内 訳					一般財源	
						既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源					
							国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	1 農業用施設災害復旧費	現年発生補助 農業用施設災害復旧事業	15,843,000	9,513,000			9,392,000			121,000	
		3 公共土木施設災害復旧費	1 道路橋梁災害復旧費	1,800,000	1,800,000		913,000		400,000		487,000	
		3 公園施設災害復旧費	現年発生補助 公園施設災害復旧事業	9,614,000	9,614,000		6,055,000		3,000,000		559,000	
計				555,857,000	379,971,000	0	171,369,000	9,392,000	178,600,000	1,038,000	19,572,000	

